

選挙権年齢が 18歳以上に



私たちの声を、私たちの将来に。

18歳・19歳をはじめとする、
若者の力を社会・政治が必要としています！

「選挙」とは、私たちの意見を政治に反映させるために、私たちの代表を選ぶ仕組みです。

その代表を選ぶことができ、一定の年齢に達した国民に与えられる選挙権の年齢が、平成27年6月の公職選挙法の改正により、これまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられることになりました。これにより、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以後に、その期日を公示又は告示される選挙では、18歳と19歳の方たちも「有権者」として投票できることとなります。

現在日本は、少子高齢化のために高齢者の人口が増える一方で、若年者の人口が減っています。このため、若い世代の有権者数が少なくなり、若い世代の意見が国や地方の政治に反映されにくくなっています。

そこで、若い人たちが選挙で投票することで、若い世代の意見が更に政治に反映されるように、70年ぶりに選挙権年齢が引き下げられました。

このたびの「18歳選挙権」により、18歳と19歳の若年者約240万人が、有権者に加わることとなります。

※国政選挙…国会議員(衆議院議員・参議院議員)を選ぶ選挙。

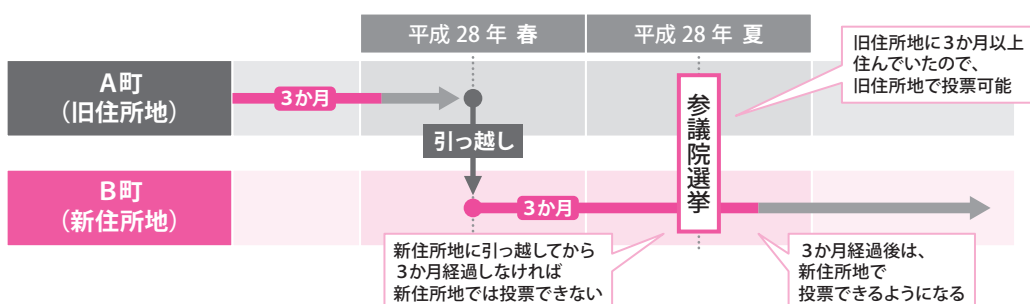
✓ 選挙人名簿登録制度が改正されました

平成28年2月に公職選挙法が改正され、住民票異動日と選挙人名簿の登録日との関係で、これまで名簿に登録されなかった方も夏の選挙から登録され、投票できるようになりました。

投票するためには、選挙人名簿に登録される必要があります。選挙人名簿に登録されるためには、登録される市区町村に3か月以上の住民登録がある必要があります。

18歳以上の有権者が、新住所地の市区町村に転居してから選挙の公示・告示日前日の選挙人名簿の登録日まで、3か月経過していない場合、新住所地では選挙人名簿に登録されませんが、旧住所地で3か月以上の住民登録があれば、旧住所地の選挙人名簿に登録されるようになります。

そのため、旧住所地での投票が可能になり、投票日当日には旧住所地の投票所にて投票を行うことができ、投票日前では旧住所地の期日前投票所にて投票することができます。また、選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合には、「不在者投票」という制度を活用することもできます。



※問合せ先 基山町選挙管理委員会 (総務企画課内) ☎92-7915

✓ 不在者投票制度とは

不在者投票の手続

仕事や旅行などで選挙期間中に名簿登録地以外の市区町村に滞在している方、引越してから3か月経過しておらず選挙期間中に旧住所地に行くことができない方は、滞在先や引越先先の市区町村の選挙管理委員会

で不在者投票ができます。指定病院等に入院等している方は、その施設内で不在者投票ができます。

また、選挙日には選挙権を有することになるが、選挙日前において投票を行おうとする日に、まだ選挙権を有しない方（例えば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前はまだ17歳であり、選挙権を有しない方など）については、期日前投票をすることができないので、例外的に名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

① 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接又は郵便等で投票用紙などの必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝え、交付された投票用紙などを

持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

② 指定病院等における不在者投票

投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等です。

③ 郵便等による不在者投票

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等の自分の所

在地を記載し、これを郵便等

によって名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に送付します。

郵便等による不在者投票の対象者

- ① 身体障害者手帳を持っている方で、手帳に次の記載がある方
- ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が1級又は2級
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級又は3級、肝臓及び

- ・免疫の障がいについては1級から3級まで
- ② 戦傷病者手帳を持っている方で、手帳に次の記載がある方
- ・両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症まで
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3

- 項症まで
- ③ 介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5と記載がある方

✓ 選挙人名簿の縦覧・閲覧

選挙人名簿については、次のとおり縦覧・閲覧できる制度があります。次回の縦覧は、6月3日（金）から7日（火）までの定時登録の縦覧を予定しています。

選挙人名簿の縦覧

その登録に間違いがないかを選挙人が確認できるよう、登録者について縦覧することができます。

- ・定時登録の縦覧期間
- 登録月（毎年3月、6月、9月、12月）の3日から7日まで（土・日曜日、祝日を除く）
- ・選挙時登録の縦覧期間
- 選挙が行われる場合に、基

- 山町選挙管理委員会が定める期間（基本的には選挙の告示日）
- 告示日）

- ・選挙時登録の縦覧期間
- 選挙が行われる場合に、基
- 山町選挙管理委員会が定める期間（基本的には選挙の告示日）
- 告示日）

- ・選挙時登録の縦覧期間
- 選挙が行われる場合に、基
- 山町選挙管理委員会が定める期間（基本的には選挙の告示日）
- 告示日）

さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。具体的には次のような場合に閲覧できます。

- ① 選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合。
- ② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために閲覧する場合。
- ③ 統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治・選挙に関するものを実施するため

- に閲覧する場合
- なお、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の5日後までの間は閲覧できません。
- ・閲覧期間 随時（土・日曜日、祝日を除く）

- ・閲覧場所及び受付時間
- 基山町選挙管理委員会
- （役場3階 総務企画課内）

- ・選挙時登録の縦覧期間
- 選挙が行われる場合に、基
- 山町選挙管理委員会が定める期間（基本的には選挙の告示日）
- 告示日）

- ・選挙時登録の縦覧期間
- 選挙が行われる場合に、基
- 山町選挙管理委員会が定める期間（基本的には選挙の告示日）
- 告示日）